

糸島市補助金設計書

所管課 危機管理課

補助金名称	行政区防犯灯電気料補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市防犯灯の設置及び電気料補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 4 __快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

政策 6 __防災・防犯体制の確立

施策 __警察、学校、地域などと連携して防犯・安全体制を確立する

1 補助の目的

行政区等が支払う防犯灯の電気料を補助することで、行政区等の電気料負担を軽減し、防犯灯の設置及び適正な維持管理を推進する。
防犯灯は、夜間における犯罪、交通事故の防止に寄与し、安全で安心なまちづくりにつながる。

2 成果指標

成果指標：不点灯防犯灯数
目標値：0基

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
防犯灯の電気料支払い
補助対象者
行政区等

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
行政区等が支払う防犯灯の電気料

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率は、補助対象経費の3分の2以内。【補助率例外Aに該当】
この補助金は行政区等の電気料負担を軽減するものであり、行政区等の財政状況及び防犯灯設置による効果（夜間における犯罪、交通事故の防止）の公益性を考慮し、原則以上の補助率としている。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

平成32年度まで